

《研究ノート》

ミシガン州の刑事司法について

松 本 一 郎

I はじめに

出射義夫先生のご祝賀号の発行に当たっては、先生と同じく刑事法畑に属し、日頃先生の御指導を受けている私としては、率先して何らかのモノグラフを先生に献呈すべき責務がある。しかし、海外研修を命ぜられて7月からミシガン州立大学に滞在している現在の私には、一つのテーマについて論文をまとめるだけの余裕と能力がないので、ミシガン州の刑事司法についての雑駁な報告文をしたため、それに代えさせて頂くことにした。先生の御海容を切に乞うと同時に、先生が今後ますますお元気で御活躍され、後進の私どもに御指導を賜るよう、はるかに祈念する次第である。

II ミシガン州の刑事司法制度とその実情

I 警察について

- (1) はじめに、ミシガン州とその行政組織について一瞥してみよう。ミシガン州は、アメリカ合衆国の中北部に位置し、四大湖に囲まれた半島状

の地形で、そのほとんどが平野である。人口は約 900 万人、面積は約 15 万平方キロメートルである（わが北海道よりかなり広い）。全体としては農牧業地帯に属するが、周知のようにデトロイト市およびその周辺は、全米一の自動車工業地帯であって、人口も多く、犯罪発生率も高い。

州の行政は、公選による州知事（Governor）がこれを統轄している。全州は、83の County に区分され、公選による Supervisor がその行政を執行する。カウンティ内の小単位の地方自治体として、City（長は Mayor）、Village（長は President）、および Township（長は Supervisor）がある。各長の任期は、いずれも 4 年で、その自治体の住民の公選によって選ばれる。そして、州を含めて、これら地方自治体のほとんどが、自らの警察を持っている。「ほとんど」というのは、タウンシップは概ね農村の過疎地域であるため、中には自らの警察を保有するだけの財政的余裕がなく、警察権を後に述べるカウンティの Sheriff に委ねているところがあるからである。さらに、ミシガン州立大学のような大規模の大学には、そのキャンパスを管轄する Campus Police が、大学の責任と負担において存在する。

このように、警察機構は極めて細分化されており、各警察署の管轄と権限は複雑に入り組んでいる。しかも、これら各警察署相互間には、指揮命令の系統は全く存在せず、援助協力の義務はあっても、各自は別個独立の存在である。昭和 21 年頃制定された旧警察法の原型を見る思いがした。ミシガン州全体には、これら大小さまざまな警察署が約 400 あるとのことである。先日、私は St. Charles という人口約 2,000 の Village を訪れたが、ここにも独立の警察署があった。警官の数を尋ねたところ、署長の外に 2 名の警官（Deputy）と、3 名のパートタイムの警官（夜間専用）がいるだけであった。

各警察署長（Chief of Police）は、County の場合の除き、その地方自治体の長が任命する。County Police の長を Sheriff といい、そのカウンティの住民の公選によって選ばれる（任期 4 年）。

ミシガン州の刑事司法について

後に述べる、私がインタビューした学者のほとんど全員は、このような複雑な警察機構のあり方に批判的であった。その理由は、第1に極めて非能率的であって、とくに捜査活動においてマイナスであるという点である。ある教授は、アメリカにおける犯人検挙率の低い最大の原因は、ここにあるとさえ断言した。時として住民は、犯罪による被害の申告の際にトライ廻しをさせられることがある由で、その反面、予算の獲得をめぐってなわ張り争いがなされることも、しばしばであると聞いた。第2の反対理由は、中小の自治体にとって、財政的負担が大きいということである。そして、第3の反対理由は、警察署相互間に人的交流がなく、また公的な教育研修の機関もないため、警察の質がまちまちになり、ところによってはヤクザまがいの警官を抱えているところもある、ということである。そういえば私も、ある在留日本人から、スピード違反でつかまった際、20ドル出せといわれたので、反則金かと思って渡したところ、切符も何もきらずに、サンキューといって立ち去ってしまった、という話を聞いたことがあった。最近では、ミシガン州立大学の **School of Criminal Justice** などが中心となって、警察官の研修にかなり力を入れているが、それでもまだ十分ではない、とのことであった。

このような欠点があるにもかかわらず、駅馬車時代からの警察機構が依然として続いているのは、いうまでもなく住民の強固な自治意識と、権力集中に対する不信感とによるものであろう。非能率を承知のうえで、しかも伝統的なシステムを変えようとしないうえ、頑くたとさえ思える彼らの自治の精神には、異邦人である私としては、ただ脱帽するの外はない。わが国の社会には、このような土壌はない。旧警察法が、アメリカの占領終了直後に改正され、ほとんど **National Police** に近い形に戻ったのも、無理がないという感じを持ったのである。

- (2) 中都市の警察の一例として、ランシング市警察署の概要と、管轄区域内の犯罪状況等を紹介してみよう。ランシング市は、ミシガン州の州都であって、インガム・カウンティに属している。面積は約88平方キロメ

獨 協 法 学

ートル，人口は約13万人，1970年の国勢調査によると，白人86%，黒人9%，メキシコ系4%，その他1%で，労働人口の23%が連邦・州またはその他の自治体の公務員，製造工業従事者が27%（オールズモービルの自動車工場がある），その他が50%となっており，静かな雰囲気のある政治都市である。警察署の人的構成は署長以下387名（うちシヴィリアンが116名），捜査担当者は35名（うち刑事 Detective 16名）である。2機のヘリコプターと最新のコンピューター装置を有しており，州警察その他からの情報が，ひっきりなしにテレタイプで流されていた。同署の統計によると，最近5年間の犯罪発生件数は，第1表のとおりである。

第 1 表

	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
殺人	11	11	8	6	13
強 姦	41	31	48	48	58
強 盗	246	239	298	196	177
暴行・傷害	1,085	1,012	915	898	969
窃 盗	4,284	5,860	6,126	6,796	5,049
総犯罪件数	8,877	10,604	10,341	10,494	8,651

1977年度の逮捕者数は1,017名の由であるが，残念ながら犯人検挙率は明らかではない。係官の説明によると，殺人・強姦等の重大犯罪で約60%，窃盗で約20%とのことであった。

留置場はかなり広い雑居房が4房あり，常時テレビ・カメラで監視されている。房内はコンクリート製の幅の広いベンチ兼寝台とトイレがあるのみで，暖冷房完備のため寝具は与えないという。被疑者がここで過すのは，せいぜい1晩で，直ぐ County の jail に送るから，これでよいのだ，とのことであった。被留置者は，日本と同じく，すべてベルトを外されていた。

1977年度のポリグラフ被験者は131名で，うち75名が自白した由であ

ミシガン州の刑事司法について

る。もっとも、係官の話によると、ポリグラフにかけられたという心理的効果が自白をもたらした最大の原因だとのことであった。ミシガン州においても、ポリグラフ検査には被験者の同意を要し、同署では1977年度に55名が検査を拒否している。

- (3) 次に、特異な例として、ミシガン州立大学のキャンパス・ポリス（正確には、**Department of Public Safety**)を紹介しよう。ミシガン州立大学 (**Michigan State University**, 略称**MSU**)は、ランシング市に隣接するイースト・ランシング市に所在している。南北7キロメートル、東西3キロメートルの、アメリカでも屈指の大規模な大学で、構内には27ホールズのゴルフ・コースから牧場や原生林までである。17のカレッジと多数の研究所を持ち、学生数は約4万3千名（大学院生を含む）、教員数は約4千名 (**Instructor** を含む)、職員数は約2千名のマンモス大学で、昼間人口は6万人に達する。このような巨大な大学で、学外者の立入りも自由であるから、自らの警察がどうしても必要となる。構内は、絶えずパト・カーがパトロールしており、交通違反の取締りを始めとして、犯罪の予防や犯人の検挙に当たっている。もっとも、警察官は学生のドミトリー内部には、要請がない限り絶対に入ってこないの、監視されている雰囲気は全くない。

キャンパス・ポリスの人的構成は、署長 (**Director**) 以下24名で、うち警官は13名である。1978年1月～6月の上半期における、キャンパス内での犯罪報告件数および検挙件数は、第2表のとおりであるが（キャンパス・ポリスの資料による）、学生の噂するところによると、実際の犯罪発生件数は、とてもこんなものではないらしい。

2 裁判所・裁判官について

- (1) 主要な裁判所としては、1つの最高裁判所 **Supreme Court**, 1つの控訴裁判所 **Court of Appeals** (ただし、3つの **Discript** にわかれる), 50の巡回裁判所 **Circuit Court**, 83のプロベイト裁判所 **Probate Court**,

獨協法学

第 2 表

	報告件数	検挙件数	検挙率
殺人	—	—	—%
強姦	4	3	75
強盗	10	1	10
暴行・傷害	85	56	66
在盗	284	36	13
窃盗	1,160	137	12
自動車窃盗	16	2	13
放火	13	3	23
性犯罪(強姦を除く)	122	54	44
麻薬等	78	78	100
総数	3,113	1,178	38

86の地方裁判所 Discript Court がある。プロベイト裁判所は、日本の家庭裁判所に当たり、Estate Division と Juvenile Division とにわかれている。事実審理裁判所としては、巡回裁判所と地方裁判所の2つがあるが、前者は日本の地方裁判所に相当し、刑事では重罪事件（法定刑が1年以上の懲役刑の事件）を処理する。巡回裁判所とはいっても、実際に「巡回」するのは、交通不便な北部地域を管轄する数か所の裁判所のみである。地方裁判所は、日本の簡易裁判所に相当し、刑事では軽罪事件を管轄している。

- (2) 最高裁判所は7名の裁判官で構成される。最近、最高裁の新受理件数がうなぎ上りに増加し、その対策に頭を悩ましているとのことであった。統計資料によれば、1966 会計年度の新件が272件であったのに対し、1970年度が504件、73年度が811件、76年度が991件と増え、77年度には実に1,227件に達している。これは、史上最高の件数であり、そのため、未済件数も史上最高の697件に上った由である（1976～77 Report

ミシガン州の刑事司法について

of State Court Administrator による。本項においては、以下も同様である。なお、会計年度は、前年の7月1日に始まり、その年の6月30日をもって終る。

- (3) 1977会計年度における巡回裁判所の刑事事件の処理状況は、第3表のとおりである。

第 3 表

	件 数	%	審理開始までの平均月数
審理なく終結した事件	23,868	90.7	
陪 審 事 件	1,899	7.2	6.5
非 陪 審 事 件	549	2.1	6.1
計	26,316	100.0	

未済事件数は12,524件で、そのうち876件(7%)は2年以上経過している事件である。手許に日本の資料がないので比較してみることはできないが、それほど大差はないように思われる。

ちなみに、既済の民事事件総数は154,710件で、刑事事件の約6倍に当たる。その内訳は、自動車事故関係10,096件、離婚事件63,555件、その他54,743件となっており、離婚事件が全民事事件の41%をも占めているのが興味深い。

- (4) 1977会計年度における地方裁判所の刑事事件の処理状況は、第4表のとおりである。

第 4 表

	交 通 事 件		一 般 刑 事 事 件	
	件 数	%	件 数	%
審理なく終結した事件	275,399	82.5	143,045	85.8
陪 審 事 件	2,185	0.6	1,845	1.1
非 陪 審 事 件	56,361	16.9	21,800	13.1
小 計	333,945	100.0	166,690	100.0

地裁においては、交通事件が全事件の67%を占めている。

第3表・第4表を対照してみると、巡回裁判所においては、審理開始事件、すなわち否認事件の78%までが陪審裁判を経ているのに対して、地方裁判所においては、その比率が僅かに5%に過ぎないことがわかる。重罪事件に問われ、しかもこれを争っている被告人の、陪審裁判に対する信頼ないし無罪への期待がうかがえて、興味が深い。

- (4) ミシガン州においては、最高裁裁判官から地裁裁判官に至るまで、すべての裁判官は、その管轄区域内の住民の公選によって選出される。任期は、いずれも4年である。また、事実審裁判所においても民事部・刑事部の区別はなく、同一裁判官が民刑両事件を処理している。

裁判官選出制度に対しては、後述の私がインタビューした学者の大半が、これに批判的であった。日本における下級裁判所裁判官の選任方法に対する私の説明に対して、二、三の学者から、最高裁が推薦した候補者のうち何%ぐらいが内閣から拒否されるのか、という質問があった。「私の知る限りでは、そのような例は全くなく、内閣は最高裁のリストをそのまま受け入れている」と答えると、信じられないような顔をしながらも、それはすばらしい、とってくれた。裁判官の選任について、政治的考慮がほとんど入らないということは、選挙制をとると任命制をとるとを問わず、アメリカでは考えられない、というのである。

裁判官の選挙方法は、州知事・市長等の行政官の選挙のそれと全く同じである。多くの場合、民主・共和両党の推薦する候補者の対決となる。党籍こそは持っていないにしても、いずれの候補者がいずれの政党の推薦・支持を受けているかということは公知の事実であって、ほとんどの一般市民の投票の決め手となるのは、まさにこの一点にある由である。後掲のポーリン氏（日本流にいうと、最高裁事務総長に当たるであろう）が笑いながら話してくれたところによると、とある裁判官選挙の直後、同氏が投票者に対して誰に投票してきたかを尋ねたところ、5名のうち2名までは、投票した人物の名前すら思い出せなかったそうである。

ミシガン州の刑事司法について

選挙が近付くと、スタンド・プレイ的な裁判をする裁判官がいる、という話も聞いた。また、ある学者によると、弁護士への献金を買うために、州選弁護の報酬を大いにはずむ裁判官もいるという。彼は、すべての官職を選挙で選ばないと気がすまないアメリカ人の国民性に問題がある、と語っていた。話は違うが、あるカウンティでは、排水溝修理のための委員までも、公選で選出する由である。

後述のように、アメリカ人の陪審制度に対する信頼度は、私の予想していたよりもはるかに高いものであった。このことは、前掲の第3表からもうかがい知ることができる。これは、裏返していえば、裁判官に対する不信の表われである。その原因の一つに、裁判官の選出方法があるのではないかと思う。仮に選挙性をやめて任命制をとって見たところで、この国の伝統的な方法に従う限りは、任命に当たって政治的要素が色濃く入ってくることは必至である。いや、むしろ、任命権者がいずれかの政党に属している以上、選挙制度下における以上の政党色がそれに反映するであろう。そうだとすれば、公選によった方がまだしもましであり、結局は陪審を信頼するほかはない、ということになるのではないであろうか。

このような疑問をある学者に話してみたところ、それは考えられることだと賛意を示してくれた。もっとも、これを実証することは、おそらく不可能であろうが……。

3 検察官制度について

各カウンティには、公選による1名の検察官 **Prosecuting Attorney** がいて、管内の全刑事事件（控訴・上告も含めて）を処理する。任期は4年である。ミシガン州においても、政界進出を企てている人が検察官になる例が多いという。

検察官は、法曹有資格者の中から、検察官補 **Assistant Prosecutor** 若干名を選任する。実際には、検察官は、検察行政事務の処理に追われ、個

々の事件については、検察官補に指示はするものの、公判審理の立会いはしないという。州都ランシングの属するインガム・カウンティ（人口27万4千人）には、14名の検察官補がいて、1つの巡回裁判所と3つの地方裁判所の間を駆け廻っている。

いうまでもなく各カウンティの検察官は独立の存在であって、指揮命令の系統は全く存在しない。また、検察官が被疑者や参考人を取調べることは、ほとんどない。

4 弁護士制度について

(1) 弁護士になるためには、州の司法試験 **State Bar Examination** に合格した後、最高裁が監督するミシガン法律家協会 **State Bar of Michigan** に登録しなければならない。司法試験は、最高裁の内局である司法試験委員会が実施する。試験は年2回（2月と7月）に行なわれるが、ロー・スクールの卒業期の関係から例年7月試験の受験者の方が多いという。1978年の受験者は、2月試験が約400名、7月試験が約1000名であった。試験は、2日にわたって主要法律のほとんどについて行なわれる。選択式の問題は一部分で、大半は記述式の問題の由である。しかし、合格率は例年80ないし85%であり、日本とは比較にならない。

ミシガン州には、日本における弁護士会のような弁護士だけの団体は存在しない。したがって、現実に弁護士業務を遂行している弁護士の数を正確に把握することは困難なようで、1万名前後の由である。法律家協会の会員は、約1万7千名、弁護士のみならず、裁判官、検察官、検察官補、法律学校教授等々、法曹有資格者のすべてを包含している（この項の大半は、**State Bar of Michigan** での調査による。以下も同様である）。

(2) ミシガン州には、ニュー・ヨーク州やカリフォルニア州にみられるような、完全な意味での公設辩护人 **Public Defender** の制度は存在しない。ただ、一部のカウンティには、カウンティの基金による公設辩护人

ミシガン州の刑事司法について

類似の制度がある由であるが、その詳細は明らかにし得なかった。しかし、州憲法20条が弁護人の援助を受ける権利を保障しているので、貧困者に対しては、日本の国選弁護人制度と同様に、裁判所の命令で、州の費用によって弁護人が選任される。ただ日本と違うのは、選任の時期である。ミシガン州においては、被疑者の要求があれば、公判前の段階から弁護人が付せられる。

州選弁護人の比率は年々増加の傾向にあり、70%近くになっているのではないかとのことであった。問題は、選任の方法である。これは各裁判官の裁量に任されているので、人によっては公平にABC順で指名するが、人によっては好みの弁護士を指名するという。また、日本と同様、州選弁護人に対する報酬は、一般に私選の場合よりもはるかに低額で、おそらく $\frac{1}{3}$ ないし $\frac{1}{4}$ 程度であろうとの由である。このことは、しばしば法律家協会でも問題となると聞いた。一部には、公設弁護人制度を導入しようとする動きもあるそうであるが、弁護士一般のムードとしては、反対の意向らしい。その理由は、もっぱら、それが収入減につながるから、という点にある由である。

いうまでもなく公設弁護人は、公務員である。公務員による弁護によっては、被告人の利益を完全に擁護できないという危惧の念が日本にはある、とある学者にいったところ、不思議そうな顔をして、その理由を尋ねられたことがある。アメリカでは、そのようなことは、ほとんど問題にならない、と軽く一蹴されてしまった。そういわれてみて、私は、極東国際軍事裁判のことを思い出した。あの裁判では、日本人の私選弁護人のほかに、ロイヤーの資格を持ったアメリカ軍将校が、いわば官選弁護人として弁護活動を行なったが、全部がそうではないとしても、その熱心な弁護ぶりは、むしろ日本人弁護人をしのいだとさえ聞いている。この国には、個人的感情や利害を時には無視してまでも、自己の職務に忠実に没頭する伝統的精神が残っているのであろうか。公設弁護人制度の成否を占う一つのポイントが、ここにあるような気がしてならな

獨 協 法 学

いのである。

- (3) アメリカ合衆国における弁護士数の激増とその収入の減少傾向については、つとに1978年4月10日号のTime誌が報じたところであるが、この現象はミシガン州においても見受けられる。Michigan State Bar Journalの1977年11月号に、Committee on the Economics of Law Practiceの調査結果が発表されているので、紹介しておこう。同調査によると、1972年における弁護士の1時間当りの請求金額は42.50ドル、1976年のそれは51.90ドルで、23%の増であるのに対して、ロイヤーの平均年間収入は、1972年の36,738ドルから33,193ドルに減少しているという。しかも、この4年間に生活費が34%上昇していることを考えると、大変な収入減であると報じている。

同報告は、その主たる原因をロイヤーの数の増加にあるとみている。すなわち、この4年間に2,987名もの新メンバーがバーに登録しており、実に25%の増となっているのに対し、州の人口増は、僅かに2%に過ぎない。1年平均746名の新規登録があったことになり、彼らのすべてが弁護士実務に携わるわけではないにしても、相当な増え方といえるであろう。同報告によると、1972年には登録後5年未満の会員が20.4%であったのに対して、1976年には、それが25.0%に増え、また5年以上9年未満の会員も、17.9%から21.4%に増えている、とされている。

同報告中、各職業別の年間平均収入(Net)の主なものを紹介すると、第5表のとおりである。

第 5 表

職 業	収入(ドル)	職 業	収入(ドル)
単独で業務を行なっている弁護士	22,167	裁 判 官	39,107
補助弁護士を使っている弁護士	31,731	その他の公職についている者	25,257
共同事務所にいる単独業務の弁護士	45,000	法律学教授	19,000
パートナーを組んでいる弁護士	55,510	法律扶助協会弁護士	14,914
補助弁護士	22,014		

III ミシガン州の刑事訴訟の実際

I はじめに

(1) 先ず、ミシガン州の刑法典 **Penal Code** について一瞥しておく。1931年に制定された刑法典は、その後かなりの改正を経て、今日ではABC順で88章、600条にも及ぶ膨大なものである。わが国の刑法典にある犯罪類型のほとんどは、さらに細分化されたうえ規定されており、そのほか売春 **Prostitution**、姦通 **Adultery**、近親相姦 **Incest**、男色 **Sodomy** はもちろんのこと、ホモ・レズの罪、動物虐待の罪から、利益を得る目的での占いの罪までも規定されている。

多くのアメリカ法の例に洩れず、構成要件は詳細かつ細分化されている。たとえば、窃盗罪 **Larceny** にしても、自動車からの部品の窃盗、公衆電話機からのコインの窃盗、空家からの窃盗、図書館からの図書等の窃盗、火事場における窃盗等、20種類に近い類型が規定され、それぞれ法定刑を異にする。

死刑は、1963年のミシガン州憲法46条で廃止されたので、存在しない。しかし、刑法典の刑の種類の記事には、依然として死刑がうたっており(750.5条)、また刑事訴訟法典には「死刑は絞首の方法によって行なう」旨の規定が今なお存在する(769.21条)。各犯罪類型の法定刑からは死刑が削除されているのであるから、この種の条文も同時に削除するのが当然と思えるが、ここらあたりは理解に苦しむ。それはともかく、今日では終身懲役刑が最高の刑罰であるが、日本と同様、多くの無期刑受刑者は15～16年でパロールの対象となる由である。

(2) 刑事訴訟手続を規律するのは、刑事訴訟法典 **Code of Criminal Procedure** である。1927年に制定されたこの法律は、その後多くの改正を経て、今日では **Supplemental Chapter** まで入れると、600条近い大部の

ものとなっている。その内容は、一般のアメリカ法とほとんど一致しており、とくに目新しい点はない。そこで、この稿においては、以下私が関心を持った事項についての、学者や実務家とのインタビューの結果を中心に報告しておくことにする。いまだ研修の中途であって、残された問題点も数多く存在するが、それらについては次の機会に譲ることにする。

インタビューに当たっては、日本の刑事法の現状について説明を求められることが必至であると思ったので、拙い私の会話力ではとうてい意を尽せないと考え、持参した昭和53年度犯罪白書等を資料として、急拠ペーパーを作成し、なるべくインタビューの事前に相手に読んでおいてもらうようにした。それが本稿の末尾に添付した“Criminal Justice In Japan”と題するものである。これまた稚拙な英語でお恥かしい限りであるが、先方の理解を助けるには役立ったと思う。

インタビューの対象者は下記の方々であるが、中には、2度ならず3度もこれに応じて下さった方々がある。残念ながら、最高裁、控訴裁および巡回裁の裁判官の方々には、裁判所の夏季休暇のため今日までお会いできていない。わずらわしいインタビューに快く応じて下さった以下の方々、またこれらの斡旋の労をとって下さったミシガン州立大学のSchool of Criminal JusticeのDirectorであるフェルケズ博士に心からの感謝を捧げたい。

- 1) Dr. George T. Felkenes (Director of School of Criminal Justice, Michigan State University)
- 2) Prof. Louis A. Radelet (School of Criminal Justice)
- 3) Dr. Erik Beckman (do.)
- 4) Dr. Timothy S. Bynum (do.)
- 5) Dr. Kenneth E. Christian (do.)
- 6) Dr. Frank S. Horvath (do.)
- 7) Dr. John Hudzik (do.)

ミシガン州の刑事司法について

- 8) Dr. Marivn I. Zalman (do.)
- 9) Dr. David B. Kalinich (do.)
- 10) Dr. Fred Postill (do.)
- 11) Mr. Steve Edwards (do.)
- 12) Mr. Stephen D. Naert (Chief of Police, East Lansing Police Dept.)
- 13) Mr. Richard O. Bermitt(Director of Compus Police)
- 14) Mr. Richard A. Gleason (Chief of Police, Lansing Police Dept.)
- 15) Cap. Sinclair (Lansing Police Dept.)
- 16) Mr. Peter Houk (Ingham County Prosecuting Attorney)
- 17) Mr. Dan McLellan (Ingham County Chief Asst. Prosecutor)
- 18) Mr. Claude R. Thomas (Ingham County Asst. Prosecutor)
- 19) Mr. John Edwards (do.)
- 20) Mr. Tom Woods (Executive Director, Crime Victim Compensation Board)
- 21) Mr. Einar Bohlin (State Court Administrator)
- 22) Hon. Daniel L. Tschirhart (Judge of 54-B Discript Court)
- 23) Mr. Douglas L. Sweet (Director of Research and Development, The State Bar of Michigan)

2 被疑者の取調

- (1) 警察関係者にインタビューした限りでは、連邦最高裁のMjrsnda rule や Escobedo rule 等は、今日では何らの抵抗もなく受け容れられているように感じた。「これらのルールが捜査の支障になるとは思わないか」との質問に対しても、「連邦最高裁のルールがあろうとなかろうと、逮捕された者の70~80%は自白をするから、別に問題はない。もちろん黙秘する者もかなりいるが、他の証拠で十分立証できるから、気にはしな

い。」という答が一様に返ってきた。さらにある捜査官は、「黙秘したり否認したりする被疑者のほとんどは、逮捕直後から弁護人をつける。したがって、無理な取調のしようがない。もし、それをやれば、法廷でわれわれがいじめられるばかりか、有罪も得られない結果となる」と答え、サード・デグリーについては、「われわれ自身がかびになったり、処罰を受けたりするリスクを侵してまで、被疑者の自白を獲得する必要がどこにあるのか。」と肩をすくめてみせた。

これらのインタビューの結果を、ある教授に告げてその感想を求めたところ、彼の答は次のとおりであった。「一般的にいて、彼らのいうとおりだと思う。しかし、私は全面的に警察を信用していない。サード・デグリーにしても、決して過去のことだとはいい切れないと思う。アメリカのポリスは、犯人を検挙しなければならないという使命感に乏しい。したがって、彼らは自白にそれほど拘泥しない。自白が得られないため、犯人を処罰できないケースは非常に多いが、彼らは、それを仕方がないことだと諦めてしまい、別に抵抗を感じていない。それがミランダ・ルールのせいだとは思わないが、警察のこのようなイージー・ゴーイングな態度こそ、社会防衛の立場からみると問題である。ただ危険なのは、警察が犯人未逮捕のため世間一般から非難攻撃された場合である。このような場合時として彼らは、自らの名誉と職を維持するために、無理なことをやる。したがって、連邦最高裁のルールは、維持されなければならないと思う。」

他のある教授は、次のように語った。「警察が無気力になった原因は、ミランダ・ルールにあると思う。連邦最高裁の判例は、警察官を犯人逮捕の義務感から解放した。」

もう一人の教授の意見を紹介しよう。「ウォーレン・コートの判例には、私が見るところでは、ときどき行き過ぎがあったように思う。もっとも、それらは、バーガー・コートによって、かなり修正されてきている。しかし、私は、ウォーレン・コートの態度を非難する気はない。何故なら

ミシガン州の刑事司法について

ば、あのような厳しい制限をしない限り、警察権力の濫用を抑制することができなかったからだ。君も知っているように、アメリカの警察制度は非常に複雑で、専門家のわれわれさえも理解に苦しむほどである。地方に行くと、警官が3人しかいない警察署も少なくない。そこの署長は、誰からの指揮監督も受けない、いわばオールマイティ的な存在である。過去においては、どのような取調がなされていたか、君は想像できないだろう。サード・デグリーはおろか、被疑者を射殺してしまうことさえあったのだ。もちろん、それは問題になるが、被疑者が逃走しようとしたとか、ピストルを奪おうとして攻撃してきたとかいう、正当防衛的な状況は、いくらでも作り出せる。何故なら、警察の中には、3人のポリスしかいないからだ。このような事件は、とくに南部において、ブラックに対して多かったが、南部だけに限らず、またブラックだけの問題ではなかった。私はユダヤ人だが、ユダヤ人を含むマイナリティに対しては、しばしばリンチが行なわれていた。だから、このような状況無くすためには、思い切った厳しい判例が必要だったのである。私が見るところでは、その効果は非常に大きく、事態は改善されたと思う。」

- (2) 私のペーパーを読んだ人々のほとんどが一樣に示した驚きは、日本の犯罪件数が少ないことと、犯人検挙率が高いことについてである。多民族・他人種によって構成されているこの国の人々には、単一民族で文化も共通の日本社会が理解しにくらしく、しばしば説明を求められた。日本には黒人がいるかというある警察官の質問に対して、いないと答えたところ、「だから犯罪が少ないのだ」というジョーク（といえるかどうか問題だが）が返ってきて、ドキリとしたこともあった。日本の検挙率が高いことに対しては、日本ではサード・デグリーが頻繁に行なわれているのではないか、という疑問を持たれたようである。もちろん否定はしておいたものの、彼らが本当に納得したかどうか、自信はない。
- (3) 被疑者が23日間拘束されて取調を受ける日本の制度に対して、ある教授は一言、**terrible!**と評した。しかも、その間に保釈の制度がなく、

また弁護人の取調立会権もないことに話が及ぶと、ただ黙って首を横に振る人が何人かいた。日本という国は、何と権力的で、おそろしい国だろう、と思われているような感じで、いたたまれなかったものである。ある検察官からは、「われわれには、とても信じられない。どうして日本の最高裁はそれをチェックしないのか」という質問が来て、返答に窮したことがある。

- (4) しかし、保釈金の額は、日本よりもはるかに高額なように見受けられた。島国の日本とは違って、逃亡の可能性が非常に大きいこの国のことであるから、それはやむを得ないことも知れない。Bond Company があるとはいっても、すべての被疑者・被告人がそれを利用できるだけの信用度を持っているわけではないから、貧しい連中にとっては、この制度は画に書いた餅にすぎないのではないかと思えた。インガム検察庁の調査によると、1978年3月末日現在の平均保釈金額は、何と29,000ドル(580万円)となっている。われわれには、信じられない金額である。

ここで、保釈に関する一つのエピソードを紹介しておこう。ある小切手無形偽造(重罪に当たる)の女性の被疑者の予備審問を傍聴しようとしたときのことである。保釈中の彼女が、いつまでたっても現われない。さすがに弁護人はバツの悪そうな顔をして、裁判官に対して、自分は数日前に委任されたばかりであるから、よく事情がわからない、等としきりに弁解している。検察官が警察に連絡したところ、被疑者は既に逃亡してしまっていることが判明し、結局審問はお流れになった。後で検察官が私に対して語ったところでは、判事が彼女に同情して、僅か2,000ドルで保釈を許可したから、こんなことになった、われわれは2万ドルを希望していたのに、とのことであった。

3 Plea Bargaining

地方裁判所の裁判を数回傍聴して、何よりもショッキングだったことは、審理開始前の段階での検察官と弁護人の和解交渉(?)が極めて多いこと

ミシガン州の刑事司法について

である。裁判官席の裁判官はそっちのけで、2人で延々と談じ込んでいる例も見た。話し合いが成立すると、裁判官にその経過を報告する。裁判官は被告人に対して、これこれの結果になったようだが、異議はないかと尋ね、その意思を確認したうえで、取引された答弁を承認し、手続を進める。取引の例を二、三紹介すると、軽窃盗と施設からの逃亡の2個の訴因について、軽窃盗の有罪を認める代りに、逃走の訴因を撤回してもらうとか、50マイルのスピード違反の訴因について、30マイルの違反の訴因に縮小してもらうとか、3回の軽窃盗のうち1回だけを認めて、残りの2個の訴因は撤回してもらうといったような具合である。ちょうど、日本の民事事件における代理人同士の和解交渉の状況に似ており、まさに **Bargaining Justice** の観がある。もっとも、私が見た限りでは、取引はすべて弁護人側から提案されていた。

立会検察官補に **Plea Bargaining** について質問したところ、次のように話してくれた。「われわれは、取引してよい事件と、取引してはいけない事件とを区別している。殺人事件とか、累犯者の事件については、原則として取引に応じない。また、検察官から取引の提案をすることも、原則としてやらない。地方裁判所の事件は軽微な犯罪なので、われわれは、むしろ被告人の利益を考えてやって、取引に応じているのである。重大事件を扱う巡回裁判所では、地裁におけるほど取引の例は多くない。**Plea Bargaining** は、社会がそれを必要としている以上、正義に反するとは思わない。」

インガム・カウンティ検察官の1977年年次報告書の一節に、次のような記載がある。「1977年1月1日に、私はわが検察庁の今年度の指針として、次のようなことを指示した。その第1は、殺人・強姦・武装強盗・現住建造物に対する破壊侵入・重傷害のような重大犯罪については、答弁の取引を廃止するということである。その結果、この1年間を通して、殺人・武装強盗・現住建造物に対する破壊侵入の3罪については、取引答弁は完全に姿を消した。残りの犯罪についても、1978年の初期の段階で取引答弁は姿を消すであろう。さらにまた、取引の廃止を他の犯罪にも広げることが、

現在考慮中である。」

このような検察官の方針が影響してであろうか、同報告によれば、巡回裁判所における取引答弁は、若干減少の傾向にある。すなわち、1976年には審理を開始しないで終結した事件の63.5%が取引答弁によるものであったのに対して、1977年には、それが60%に減っている。しかし、地方裁判所においては、逆に29.9%から37.6%へと増加している。

前記の検察官補の説明にあったように、取引答弁の社会的必要性が存在し、かつ、それが刑事政策的配慮から適正に行なわれているのであれば、あながちこれを取引司法として一概に非難することは当を得ないというべきであろう。しかし、検察官の年頭方針の一番目に、重大事件についての取引の廃止が掲げられるということは、この国においても、それが正義に反する一面を持っていると受け取られていることと、弊害をもたらしていることを察するに十分である。

4 陪審裁判

- (1) アメリカにおいても、陪審制度に対する批判は根強いものがあると理解していたが、私がこの問題についてインタビューした人々のすべては、この制度について何の疑念も持っていないように思われた。彼らは、陪審制度こそ刑事司法を支えるバック・ボーンである、と確信しているとの印象を強く受けたのである。特に印象的だったのは、ホーク検察官とマクレラン筆頭検察官補の次の発言であった。ホーク氏は、「陪審制度に種々の欠点があることは、十分承知している。しかし、それにもかかわらず、私はそれが必要だと信ずる。何故なら、それは *Judicial Elegance* の維持に役立つからだ。」と語り、またマクレラン氏は、「もし私が何らかの罪に問われたとしたら、私はためらうことなく陪審裁判を請求する。1人の専門家の判断が、12名の素人の判断よりも正しいとは、私には考えられないからだ。」と語った。

ミシガン州では、巡回裁判所の陪審の構成は12名、地方裁判所のそれ

ミシガン州の刑事司法について

は6名で、刑事事件の審理においては、全員一致の答申を必要とする。
 (2) 陪審裁判と裁判官による裁判との間では、有罪・無罪の判定にどのような差異があるかという問題については、かなり以前から論議され、研究調査されてきた。現在手許に資料がないので、対比できないのが残念であるが、次に掲げる第6表は、1976～77年のインガム・カウンティ内の地方裁判所（3ヶ所）における審理事件の判決の分析であり、第7表は、同年のインガム巡回裁判所におけるそれである（インガム・カウンティ検察官の年次報告書による）。

第 6 表 (Discript CT)

	1 9 7 6 年			1 9 7 7 年		
	有罪 (%)	無罪 (%)	計	有罪 (%)	無罪 (%)	計
陪 審	72 (60.5)	47 (39.5)	119	84 (66.7)	42 (33.3)	126
非 陪 審	139 (65.9)	72 (34.1)	211	194 (69.5)	85 (30.5)	279

第 7 表 (Circuit CT)

	1 9 7 6 年			1 9 7 7 年		
	有罪 (%)	無罪 (%)	計	有罪 (%)	無罪 (%)	計
陪 審	41 (73.2)	15 (26.8)	56	47 (74.6)	16 (25.4)	63
非 陪 審	6 (46.2)	7 (43.8)	13	3 (60)	2 (40)	5

第6表と第7表とを対比してみると、第1に気付くことは、重罪事件を扱う巡回裁判所においては、被告人が陪審裁判を選ぶ率が非常に高い、ということである。すなわち、1976～77年の2年間にトライアルを受けた137名の被告人のうち、87%に当たる119名が陪審裁判を選んでいる。これに対して、地方裁判所においては、735名のうち33%に当たる245名が陪審を選んだに過ぎない。前掲の第3表同様、否認もしくは黙秘している重罪事件の被告人の、陪審に対する信頼もしくは無罪評決への期

待が窺える。

第2に、巡回裁判所においては、陪審の方が非陪審よりも、はるかに高い有罪率を示している（被告人らの期待に反して）。これに対して、地方裁判所においては、陪審の方が若干無罪率が高い。

第3に、日本と比較した場合、全体として無罪率が著しく高い。地方裁判所においては、1976年度は37%、77年度は31%となっており、巡回裁判所においては、76年度は32%、77年度は28%となっている。これらの数字は、審理を受けた事件、すなわち否認事件についてのものであることを考慮に入れなければならないが、それにしても、日本のそれよりも極めて高い数字であるといつてよいであろう。

5 量 刑

ミシガン州においては、有期懲役刑について相対的不定期刑が宣告される。インガム検察庁の調査によると、1978年3月末日現在の平均宣告刑は、4.27年以上25.4年以下となっている。なお、逮捕時から判決までの平均所要日数は、59日である。

常習的犯罪者と認められた場合の宣告刑は、著しく重い。参考までに、ホーク検察官から頂戴した資料によって、若干の事例を紹介してみよう。

（第1例） 被告人W. L.（前科5犯、うち麻薬事犯1件）
麻薬運搬罪で有罪。10年以上20年の判決。

（第2例） 被告人A. C.（前科5犯、パロール中）
自動車への破壊侵入罪で陪審により有罪（逮捕時から判決までの所要日数70日）。無期懲役刑の判決。

（第3例） 被告人T. L.（前科3犯）
建造物への破壊侵入罪と住居への破壊侵入罪で有罪。7年6月以上15年以下の判決。

（第4例） 被告人N. T.（前科6犯、パロール中）
武装強盗罪で有罪。20年以上40年以下の判決。

ミシガン州の刑事司法について

(第5例) 被告人W. D. (前科4犯, パロール中)
建造物破壊侵入罪で有罪。15年以上30年以下の判決。

6 その他

- (1) ミシガン州では、数年来懸案となっていた被害者救済法が1977年10月1日から施行されている。財産犯の被害者はその対象から外され、身体的傷害により100ドル以上の直接的損害(治療費等)を蒙った者または傷害のため2週間以上継続して収入を得られなかった者が救済の対象となっている。もちろん被害者が死亡した場合を含み、その場合は、その配偶者、子供、両親等が救済の対象となる。

給付額は、直接的損害の全額および収入を失った1週間当たり100ドル以下の金額で、最高限度額は15,000ドルとなっている。審査は、州の機関である **Crime Victims Compensation Board** が担当し、困窮者に対しては500ドル以下の範囲内で仮払金が支払われる。

この制度は、発足したばかりであるので、残念ながら、その成果については、まだ見るべきものがないとのことであった。

- (2) 一旅行者としての私の、限られた範囲での一般市民との接触を通じて知り得た感触では、市民の刑事司法に対する信頼度はあまり高くないという印象を受けた。ある女性の、ここには **Criminal Justice** はない、あるのは **Victims of Justice** だけだ、という警句が、妙に印象的に記憶に残っている。犯罪は始終起るが、警察は無力だ、だから、われわれは自分で自分を護らなければならない、そのためには、ピストルやライフル銃などの武器が必要なのだ、と話してくれた老人もいた。日本は、何と平和な国だろうと、つくづく感じたものである。

ちなみに、弁護士に対する評判も、あまり香しいものではないように感じられた。もちろん、弁護士は高い社会的地位を有しているが、一般市民は弁護士に対して真の尊敬の念は持っておらず、むしろ警戒的であるとさえ思えた。直ぐに法外な金を請求する、というのである。この感

獨協法学

触をある教授に話したところ、そのとおりだ、一般の人々は弁護士に対して反感を持っている、と答えてくれた。

最後に、ある地方で興味深いポスターを見かけたので紹介してみよう。大きな活字で“HOLDUP NOTICE”と題されたこのポスターは、次のように警告している。

警察官から呼び止められたときは、
動いたり、向きを変えたりするな。
両手を直ちに上げよ！
武器を直ちに捨てよ！

IV おわりに

はなはだ底の浅い、印象記的な報告に終わったことをお詫びする。そのうえ、取り急いで書いたため、誤りもなしとしない。お気づきの点があれば、御叱正を賜りたい。

私にとって、もっとも印象的であったことは、本文中にも書いた *Plea Bargaining* の盛況と、ラジオのホット・ドックや日本製オート・バイのCMに混って、ときどき流れてくる裁判官選挙立候補者のCMであった。文化の違い、国民性の違いを、いやが上にも思い知らされたのである。

(1978年8月7日、ミシガン州立大学において)

CRIMINAL JUSTICE IN JAPAN

by Ichiro Matsumoto

I. CRIMES

1. We Japanese have the Penal Code; it has enacted in 1907, although it has several amendments. Main crimes are very much like those of the United States as follows: Homicide, Rape, Robbery, Larceny, Receiving Stolen Goods, Embezzlement, Arson, Obscenity and Pornography, Treson, Sedition, Bribery of a Public Officer, Perjury, Contempt and so on. However, there are no penalties against Incest, Adultery and Homosexuality in Japan.
2. The number of crimes in Japan is decreasing as follows.

CRIMES	1 9 6 0	%	1 9 7 5	%
Homicide	2,948	100	2,098	79
Robbery	5,198	100	2,300	44
Rape	6,342	100	3,704	58
Larceny	1,038,418	100	1,037,942	100
Total of all crimes	1,378,817	100	1,232,353	89

On the other hand, various murders, troubles by radicals and crimes about narcotics, awaking drugs and marijuana are increasing. Especially, attacks against law and order by radical groups are the most serious problem in Japan. They are making attack against Narita New International Airport, though their attacks have been only against property, never individuals, until today.

3. It is very difficult to find out the causes of such phenomenon.

I think I can point out about it three factors.

- (1) It may be related with the uniformity of our country's population. There are no minority groups. There are no really destitute and millionaire. And, generally speaking, we Japanese have gentle nature.
- (2) Japanese society is rather fixed and not movable unlike the United States. Japan is a small country (as large as the State of Montana) and consists of some islands, so we can hardly leave to somewhere in secret and go out of country so easily. Moreover, there are traditional family system, though it's restraint has become weak year and year.
- (3) We can say Japanese police are very excellent. Percentages of arrests are as follows: in homicide, 96.5%; in robbery, 79.7%; in rape, 91.5%; in larceny, 51.6%. It may be related with our gentle nationality and police's deep attachment to discover true facts, although it is sometimes dangerous for a suspect's human rights.

II. PENALS

1. Japanese Penal Code provides the capital punishment. But, in practice, sentences of this punishment are very few. The number of persons who were sentenced this penalty were as follows.

Year	1 9 7 2	1 9 7 3	1 9 7 4	1 9 7 5	1 9 7 6
Number	3	4	6	5	4

All of them were sentenced this penalty for homicide or robbery with homicide.

2. The number of persons who were sentenced the imprisonment for life were as follows.

Year	1 9 7 2	1 9 7 3	1 9 7 4	1 9 7 5	1 9 7 6
Number	40	33	24	43	36

3. Generally speaking, the sentences in Japanese courts concentrate the imprisonments with labor for 2 years or less (about 70% of the accuseds). Moreover, about 60% of them were suspended. I think it means the judges do not believe the effect of correction in prison.

III. CRIMINAL PROCEDURE

Japanese Code of Criminal Procedure, that has enacted in 1948, is influenced by Anglo-American law. However, Japanese procedure is not quite the same as that in the United States. I would like to point out some differences between American procedure and Japanese and to explain some problems in Japanese procedure.

1. PRE-TRIAL PROCEDURE

- (1) Generally speaking, we can say that Japanese Code lays more stress on the discovery of true facts in cases than American law. This "discovery of true facts" principle is seen remarkably in the pre-trial procedure. It means that our law gives the strong authority to the investigators (including police and prosecuting attorneys).

Of course, Japanese Constitution guarantees an accused a right to be silent and declares a prohibition self-incrimination. An accused can select a defendant attorney at any time. Nevertheless, the protection of his rights is not enough.

- (a) Although the arrest is made on a warrant issued by a judicial authority (except for a flagrant offender), police are able to place the arrest for 48 hours. Police shall forward the arrest to a prosecuting attorney within this limit. The prosecutor can demand a warrant of detention for 10 days to a judge within 24 hours from he received the arrest. A period of detention may be extended for not more than 10 days.

That is, the suspect may be confined for 23 days. During this period, he must be investigated and pursued about his crime by police and prosecutors. Within this period, he must

- be released or indicted.
- (b) The arrest does not have a right of release on bail until he is indicted. No bail is made available during a period of pre-trial detention.
 - (c) The defendant attorney can not be present when his client is investigated by police and prosecutors. He may have an interview with his client without any official watchman; however, his interview is sometimes restricted by the prosecutor.
 - (d) Thus, the police and the prosecuting attorneys are absorbed in getting of the confession of the arrest and they are able to gain it in cases not less than 90%. This tendency is apt to violent the right of the arrested person. Of course, Japanese Code provides the exclusion of illegally obtained confession and other evidences. However, generally speaking, Japanese courts are apt to be timid about the application of this rule.
- (2) There is no grand jury system in Japan. Public action shall be instituted by a prosecuting attorney. On the other hand, he is authorized to dispense with a public action. In practice, this prosecutor's power is very important. According to statistics, about 30% of suspected in major crimes are released by the prosecutors.
- (3) Under Japanese law, there is no system of immunity. We can hardly find Plea Bargaining. Japanese prosecutor keeps severe attitude to find out the true facts and to punish the crimes. In Japan, the immunity system and plea bargaining are blamed as "Bargaining Justice."
2. TRIAL
- (1) The arraignment under Japanese law is somewhat different from that under Anglo-American law. Even if the accused answered "Guilty" for a count against him, the court shall examine some evidences about his crime in order to convict him.
 - (2) In Japan, neither the civil nor the criminal jury system now exists, though Japan did try this system in criminal proce-

ture for a period from 1928 to 1943. In a word, the cause of the failure of this system consists in Japanese people could not believe the legal sense of laymen.

- (3) After a person is indicted, he usually has a right to request for the release on bail. However, there is no bail-bond system and no commercial bonding companies in Japan. So, all bail must be put up in cash by the accused, his family or his friends. The amount of bail is not so high. The averaged amount appears to be in the range of from 1,500 dollars to 5,000 dollars.
 - (4) Japanese Code provides a system of necessary defendant attorney. That is, a trial for the offenses punishable by death, life imprisonment and imprisonment for a term of more than 3 years shall not be conducted without defendant attorney. The accused can not give up this right in any cases. If the accused is unable to secure the assistance of the attorney by himself, the State assigned an attorney for the accused. However, a reward is paid by the State to an attorney is very cheap, so the assigned attorney is almost like a volunteer. We do not have the system of public defender.
3. SOME PROBLEMS IN JAPANESE PROCEDURE
- (1) ABUSE TO ARREST

Although the investigators are given strong authorities by law, they are not satisfied with their power. It's sometimes happened that they have a suspicion of serious offense against some person, but they have no enough evidences to get a warrant. In such cases, police are apt to arrest him causing another offense; it's usually light or old offense, for instance, shoplifting, jumping restaurant bill and so on. They demand a warrant causing such offenses in order to persue the arrest and to gain his confession about the serious offense (e.g. Homicide, Robbery, Arson etc.). Of course they make secret their real purpose from a judge. Thus, innocent person sometimes make a false statement because they are not yet strong enough for hard pursue.

Our courts sometimes declare that such investigated method

is illegal, but police have not yet give up such arrests, because they often succeed to find out true facts in cases through such arrests.

(2) DELAYS IN TRIALS

In the District Courts (rank with the Circuit Courts in Michigan), about 90% of criminal cases are delivered in a year. In 1976, the average period of trials in the District Courts is about 6 months. But, in a few cases, criminal trials continues for 10 years or more. We cannot help saying it is awful.

Japanese Constitution guarantees "a speedy trial." This guarantee are sometimes invaded, though the Supreme Court decided "The prosecution is dismissed" in 1972 against the case no hearing had been held for about 16 years.

In such many cases, there are a lot of co-accuseds more than fifty. Our Code has no any provisions against a mass-trial, so hearings are apt to be confused and continue so long.

(3) NOISY COURTS

The number of offenses is decreasing in Japan. However, offenses committed by radical groups are increasing. Most of them do not recognize any authorities, even law and the State. So, they don't obey the judge's decision and often make a noise in court.

To make matters worse, some practicing attorneys sympathize with the radicals. Thus, hearings are often confused.

The court may sentence them to confinement up to 20 days as the contempt of court; however, hearing cannot help discontinuing when a defendaut attorney was confined or ordered to leave the court, because our Code provides a system of necessary attorney, as mentioned above.

In order to release such a dilenma, a bill, povided special rules against the system of necessary attorney, has presented to the Diet this April. But the opposite parties and Federation of Japanese Practicing Attorney's Associations are strongly opposed this bill. After all, it failed to pass in this session. This bill is the hottest problem in Japanese legal profession now.